

神戸市母子保健事業検討委員会について

1. 目的

神戸市の乳幼児健康診査事業のより円滑な運営のため、「神戸市母子保健事業検討委員会開催要綱」に基づき開催し、行政と医療機関の連絡調整を図りながら、各月齢の健診に応じて使用している手引きおよび健診帳票の改訂を行う。

また、3歳児健康診査には視聴覚検査が含まれることから、視聴覚スクリーニングのあり方についても各分野の意見を取り入れながら検討を行う。

2. 神戸市の乳幼児健康診査

- (1) 母子保健法第12条及び第13条に基づき、生後4か月、9か月、1歳6か月、3歳の各時期に健康診査を実施する。9か月児健康診査のみ委託医療機関で実施しており、その他は各区役所及び支所において集団健診を実施する。
- (2) 4か月児健康診査では平成17年度よりBCG接種を同日実施している。1歳6か月児健康診査では歯科健康診査、3歳児健康診査では歯科健康診査と視聴覚検査を併せて実施する。なお乳幼児健康診査の結果、指導を要する乳幼児に対しては保健福祉部において指導や助言、経過観察（フォロー健康診査等を実施）を行う。
- (3) 健康診査の結果、一層精密に検査を行う必要のある者に対しては専門医療機関等（児童相談所・総合療育センターを含む）を紹介し、精密検査の実施および適切な指導又は措置を行う。
- (4) 平成29年度神戸市乳幼児健診実施状況は資料4を参照。

3. 検討項目

- (1) 乳幼児健康診査の手引きの改訂
- (2) 健診帳票の改訂

4. 今後の方針とスケジュール

今後の方針

- (1) 課題の把握と整理
 - ・手引きおよび健診帳票の課題点（案）については資料5を参照。
 - ・このほかの課題点を把握するため、委員を対象にアンケートを実施。それぞれの意見を基に改訂を検討すべき項目を決定する。（資料6を参照。）

